

## 長崎県地学会会則

第1条 (名称) 本会は長崎県地学会 (Nagasaki Earth Science Association, NESAs) と称する。

第2条 (目的) 本会は長崎県の地学および地学諸分野の調査・研究を行ない、それらの普及と発展に寄与し、会員相互の研鑽と親睦を図る。

第3条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会誌、ニュースレター、出版物の刊行
- (2) 講演会、研究会、巡検会、見学会などの開催
- (3) 地学諸分野に関する調査・研究、普及活動
- (4) その他、必要と認めた事業

第4条 (組織) 本会は長崎県の地学および地学諸分野に関心をもつ会員で組織し、会員は前条の事業に参加する。

第5条 (会員) 会員は正会員および次の会員とし、名誉会員は理事会で推薦する。

- (1) 名誉会員：地学分野で顕著な功績があり長崎県に関係の深い者、また本会の活動に顕著な功績のあった者
- (2) 賛助会員：第2条の目的に賛同する個人または法人
- (3) 学生会員：高校生、大学生、各種学校生
- (4) 団体会員：学校、会社、クラブなどの団体

第6条 (会費) 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第7条 (機関) 本会は総会、理事会、運営委員会により運営され、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会：本会の基本方針、事業計画、予算・決算、会則変更、その他重要事項
- (2) 理事会：総会議案に関する事項、所属地域における活動に関する事項、その他の事項
- (3) 運営委員会：本会の事業遂行に必要な業務の執行

第8条 (役員) 本会に次の役員をおき、会務を行う。役員任期は3年とし再任を妨げない。ただし同位置の役職について通算4期12年を限度とする。また、役員を辞退することもできる。(平成17(2005)年度から起算する)

- (1) 会長1名：本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長1～3名：会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代行する。
- (3) 監事2名：会務、会計を監査する。

第9条 (名誉役員) 本会に次の名誉役員をおく。名誉役員は会務に助言できる。

- (1) 名誉会長：本会会長として顕著な功績のあった会長
- (2) 名誉理事：本会の運営に顕著な功績のあった理事

第10条 (役員選出)

(1) 会長、副会長、監事、名誉会長、**名誉理事**、名誉会員は理事会が推薦し、総会で決定する。

(2) 理事は付則3および「**理事選挙細則**」に定める選挙によって選出する。

「**理事選挙細則**」は、運営委員会、理事会で審議し、総会で決定する。

第11条 (運営委員会) 会長、副会長、および会長指名の理事・会員で組織し、会務を執行する。次の部局を置き、互選による長・次長をおく。部局は内規を定めることができる。

(1) 事務局

会務の記録・備品・消耗品の購入・管理保存・入退会届け・郵便局からの払い込み通知票などの受け渡し・渉外(総会などの会場確保・文献受領など)・各種会合の世話

(2) 会員部

会員動静の把握・理事選挙に関する事項

(3) 企画部

総会に関する事項・新期事業の企画立案・会則の見直し

(4) 巡検行事部

1. 巡検、各種行事の立案・案内状の発送と実施
2. 県外・海外巡検などの立案計画

(5) 会誌編集部

会誌の刊行・発送

(6) 経理部

会計の処理

(7) 広報部

ニュースレターの発行・発送

第12条 (事務局) 長崎県長崎市文教町1-14

長崎大学環境科学部馬越研究室におく

第13条 (会則変更) 正会員の申し出により、運営委員会、理事会で審議し総会で議決する。

第14条 (会計年度) 会計年度は4月1日より、翌年の3月31日までとする。

付則1 年会費は次の通りとする。

正会員・団体会員：3000円

学生会員：1500円

賛助会員：10000円

名誉会長・名誉会員：納入を要しない

付則 2 会員の所属地域

次の4地域の区分する

県南地域：長崎市・西海市・五島市・壱岐市・対馬市・長与町・時津町

県央地域：大村市・諫早市・島原市・南島原市・雲仙市・東彼杵町・川棚町・  
波佐見町

県北地域：佐世保市・平戸市・松浦市・新上五島町・小値賀町・江迎町・鹿町町・  
佐々町

県外地域：長崎県外

付則 3 理事は正会員および学生会員の中から選出する。「役員選挙細則」は選挙管理委員会が決める。

付則 4 20年、30年および40年を経過した会員は表彰する。地学諸分野で顕著な業績をあげた者を表彰できる。

付則 5 会員の退会は、次のいずれかの場合とする。

本人の申し出、3年を超える会費の滞納、住所などの不明

付則 6 この会則は、2001年6月24日より施行する。

昭和 36 年（1961） 9 月 2 6 日 創立  
平成 14 年（2002） 6 月 2 3 日 一部改正  
平成 15 年（2003） 6 月 2 2 日 一部改正  
平成 18 年（2006） 6 月 2 5 日 一部改正  
平成 19 年（2007） 6 月 2 4 日 一部改正  
平成 22 年（2010） 6 月 2 0 日 一部改正  
平成 23 年（2011） 6 月 2 5 日 一部改正  
平成 24 年（2012） 6 月 2 4 日 一部改正  
令和 5 年（2023） 6 月 2 5 日 一部改正